

3月1日現在の  
会員数 335

猪名川町商工会

# B<sub>net</sub> March

IT情報誌

日本政策金融公庫  
融資利率  
普通貸付 2.25-4.1%  
マル経貸付 1.95%  
(H23.3.9現在)

## 給与計算において、所得税の計算の際 子どもがいるのに扶養数が減る場合があります

早3月中旬となりましたが、本年の所得税法改正の中から、特に身近なものをご紹介します。

子ども手当の開始に伴い、本年から所得税の扶養控除の変更がなされています。従業員の給与計算をする際に、1月分の給与に対する源泉所得税の金額が変わる人も見受けられたと思います。これは、16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことが原因です。昨年までは扶養人数にカウントされていた16歳未満の子どもについては、1月以降からはカウントされません。

給与所得の源泉徴収税額表の甲欄の「扶養親族等の数」には特に注意をして下さい。

## 改正された主なポイント

- ①16歳未満（平成23年分は、平成8年1月2日以後生）の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされています。
- ②年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乘せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされています。

## 商工会ビジネスセミナー & 会員交流会について

著書が「アマゾン・中小企業経営」でベストセラー5位以内を8年間継続中である栢野克己氏を講師に迎え、これまで数々の経験や研究の中で見出された地域の事業所がとるべき戦略を、事例を交えながら熱く、そして分かりやすくお話いただきます。

また講義終了後は、交流会を行いますので是非町内事業所同士のネットワーク作りなどにご活用頂ければと思います。

まだ若干名の空きがございますので、お申込される方は、お早めに商工会（766-3012）までご連絡下さい。

- 日 時：3月16日（水）  
19時～21時（講演会）  
21時～22時（交流会）
- 場 所：猪名川町商工会館 2F
- 参加費：無料

## いながわ商工祭出店事業所募集

すでにご案内しておりますとおり、4月16日（土）に「食・食育」をテーマとして、地産地消に対する地域住民の意識の高まりを啓発しながら、地域振興イベントとして「いながわ商工祭」を開催致します。

現在、出店事業所を募集しておりますので、会員の皆様には事業所PRや模擬店などの出店について多数のご参加お待ちしております。

### ■内容

- 会員事業所による事業内容紹介、商品展示販売
- 会員事業所による模擬店
- 食・食育に関する試食・啓発コーナーなど
- 町民によるフリーマーケットほか

出店希望の事業所の方は事務局までお申込下さい。

## 消費税の確定申告期限が迫っています

消費税の課税事業者である個人事業者の方は、平成22年度分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税の期限が3月31日となっています。提出・納付忘れないかご確認を。

## 事業主の退職金の確保は国の小規模企業共済制度で！

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる国の共済制度です。

- 国がつくった「経営者の退職金制度」です
- 個人事業主や会社等の役員の方などが加入できます。
- 毎月の掛金は、全額所得控除となります。